

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第30回 牛豚等疾病小委員会

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第30回 牛豚等疾病小委員会

日時：令和元年6月7日（金）13：30～15：03

会場：農林水産省 第2特別会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

- (1) 岐阜県及び愛知県における豚コレラの発生及び対応状況について（報告）
- (2) 豚コレラの対策について（O I E総会の報告を含む）
- (3) その他

4. あいさつ

5. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 牛豚等疾病小委員会 委員名簿

資料1 豚コレラの発生及び対応状況等

資料2-1 豚コレラワクチンについて

資料2-2 ワクチン投与豚血清における中和試験成績

資料3 豚コレラの発生から清浄化までの経緯

- 資料4 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針
- 資料5 飼養豚へのワクチン接種開始のタイミング（考え方：案）
- 資料6 飼養豚への豚コレラワクチン接種の比較
- 資料7 養豚農場の飼養衛生管理向上の取組について
- 資料8 アフリカ豚コレラに対する国際協力について
-
- 参考資料1 豚コレラの発生状況及びワクチン接種状況
- 参考資料2 豚コレラ清浄国復帰の条件
- 参考資料3 「豚コレラ防疫史」（平成21年）抜粋
- 参考資料4 「第1回豚コレラ経口ワクチン対策検討会」結果概要
- 参考資料5～11 「第1回～第7回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会」結果概要

午後1時30分 開会

○山野室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第30回牛豚等疾病小委員会を開催いたします。

委員とオブザーバーの皆様におかれましては、本日はご多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は小委員会の事務局を担当いたします動物衛生課の家畜防疫対策室長の山野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局審議官の小川からご挨拶申し上げます。

○小川審議官 皆さん、こんにちは。消費・安全局担当しております、審議官の小川でございます。

今日はお足元お悪い中、ありがとうございます。

今日の第30回牛豚等疾病小委員会でございますけれども、議事の中で取り上げていただくのは豚コレラになっております。

皆様方もご心配されていると思いますけれども、昨年9月、26年ぶりに発生し、恐らく時間を戻してみれば、そのときには発生して11月までもうないんで、このまま12月までいって清浄性回復かなという感じで11月ぐらいまで思っていたところ、後に資料の説明があるのかもしれないですけれども、そこから立て続けに起こったのが、公共機関での発生がばんばんばんと起こったわけです。そこでまた一旦落ち着いて、その後このパターンが繰り返されるんですけれども、一回移動制限期間、搬出制限期間、全部クリア、28日たつと、その次の週にまた出るということが存在し、かつ年が明けたときに愛知県に飛び火したというのがあるわけです。その後もこれがクリアになると、その翌週になると、また田原地域で発生するといったことがあったかなと思ったところ、3月に入ってから、特に3月末ですけれども立て続けに発生し、さらにまた4月のゴールデンウィーク前に発生した後は、この10連休の間は何もなく、その後も何もなくといったような形の発生が続いていると。

そういった中で、我々は今は岐阜県、愛知県に封じ込められていると認識しているわけですが、その中で飼養衛生管理の徹底をずっと伝えていく。あるいは、原因はもうウイルスの排出源は今イノシシになるわけですから、野生イノシシに対して、経口ワクチンの散布を行うということを行っているところでございます。

他方、目をちょっと海外に照らしてみると、昨年の8月に中国でアフリカ豚コレラが発

生し、年明けてから毎月モンゴル、ベトナム、カンボジア、そして最近で言えば、香港のはこれだと畜場で中国から生体が入ってきていたわけですが、北朝鮮といった形での広がり。そういう意味では、我々は水際の強化を一生懸命やっていかなきゃいかんということで、これが第3の柱になってきているわけでございます。

他方、なかなか飼養衛生管理の向上が地元で図られないということで、私ども、ゴールデンウィークの前に、早期に出荷をして、一度空にして、施設の整備、ソフトの体制ももう一回立て直すということを提示して、今地元と調整をしているような状況にあるわけでございます。

地元のほう、特に岐阜県でございますけれども、これは新聞等々でも出てきておりますが、いわゆる豚へのワクチンの接種といったことの提案もあって、我々としては、これは今とるべき策ではないという説明をしておるんですけれども、政策の選択肢としては、防疫指針でもワクチンの使用というのは位置づけられているわけでございますので、そういったものの検証もしていかなきゃいけないということで、本日は豚コレラをめぐる状況あるいはワクチンについて、皆様の忌憚のないご意見を聞かせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○山野室長 ありがとうございます。

それでは、現在、牛豚等疾病小委員会の委員数は9名でありますけれども、本日は6名の委員の先生と、オブザーバーとして北海道大学大学院獣医学研究院教授の迫田義博先生にもご出席いただいております。

○迫田オブザーバー よろしく願いいたします。

○山野室長 続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

消費・安全局審議官の小川でございます。

動物衛生課長の熊谷でございます。

○熊谷動物衛生課長 よろしく願いいたします。

○山野室長 消費・安全局付の小倉でございます。

○小倉局付 小倉です。よろしく願いいたします。

○山野室長 事務局といたしまして、私、家畜防疫対策室長の山野でございます。よろしく願いいたします。

課長補佐の伴でございます。

○伴課長補佐 伴です。よろしく願いいたします。

- 山野室長 課長補佐の古庄でございます。
- 古庄課長補佐 よろしくお願いいいたします。
- 山野室長 課長補佐の近藤でございます。
- 近藤課長補佐 よろしくお願いいいたします。
- 山野室長 課長補佐の小佐々でございます。
- 小佐々課長補佐 よろしくお願いいいたします。
- 山野室長 よろしくお願いいいたします。

なお、予定では、本日は17時までの会議となっております。

恐れ入りますけれども、カメラの方いらっしゃいましたら、ここでカメラのほうはご退出お願いしたいと思っております。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

配布資料につきましては、資料1～8と参考資料1～11までがお配りされておりますので、ご確認ください。落丁等ございましたら、お知らせをいただければと思っております。なお、資料6のA3の資料がございますけれども、それにつきましては委員限りといたしまして、机上配付のみとしておりますので、ご了承ください。よろしいでしょうか。

次に、本日の会議の進め方についてご説明いたします。

まず、初めに、議事1としまして、岐阜県、愛知県における豚コレラの発生及び対応状況につきまして、事務局よりご説明いたします。その後、議事2として、飼養豚へのワクチン接種を含む豚コレラの対策について。さらに、最後に、飼養衛生管理基準の再徹底や先日行われましたOIE総会についてのご報告をしたいと考えております。

それでは、これからの議事進行につきましては、津田委員長のほうにお願いしたいと思います。先生、よろしくお願いいいたします。

○津田小委員長 それでは、議事の1番、岐阜県及び愛知県における豚コレラの発生及び対応状況について、事務局のほうからご説明をお願いします。

○山野室長 それでは、私のほうからご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。

資料1につきまして、かいつまんでご説明させていただきたいと思っておりますが、資料1の1ページ目～3ページ目まで、今回の昨年9月以降の豚コレラの発生状況について整理した紙でございます。

前回この牛豚等疾病小委員会につきましては、1月30日に開催されておりますけれども、

その時点での発生状況とすれば、この1ページ目の⑦のところまでが発生していたということでございますので、それ以降ということでございますが、⑧、1ページ目⑧のところ、これが豊田、愛知県、それまでは岐阜県内で起こっておったんですが、愛知県のほうに飛び火をして、その後、愛知県の豊田市の農場から長野県、岐阜県、大阪府、滋賀県といったところに豚が出荷されており、そこが関連農場として発生をしているということでございます。

めくっていただいて、2ページ目でございますけれども、2ページ目⑨、⑩ということで、⑧、⑨、⑩が2月の発生という形になります。

また、⑪から⑰というのが3月の発生ということでございますが、先ほど小川のほうから申し上げましたように、3月の終わりからということで、⑪が3月7日で3月の初めだったんですけれども、⑫で3月の終わり、23日ということで、そこから立て続けに起こっているということでございます。

⑱からが4月の発生という形になりますが、4月の前半まで立て続けに起こっていると、これが⑳までというお話でございます。

3ページ目でございますけれども、㉑までが4月の発生という形になります。

5月に入りまして、㉒、㉓とこの2件が5月の発生という形になります。

先日6月にまた最後の、今最新の25事例目という形が発生しているというような状況でございます。25例目については、現在防疫措置を行っているというような状況でございます。

発生地域でございますが、4ページ目をご覧くださいと思います。

地図が少し出ておりますけれども、起こっている場所につきましては、おおむね2地域という形になります。岐阜県の南部の地域ということと、それと愛知県の渥美半島の部分、田原市を中心とした渥美半島のところと、この2地域で発生が起こっているという形になりまして、基本的にはここの地域で発生が、今現在とすれば、封じ込めができていうような状況というふうに認識しております。

5ページ目でございますけれども、岐阜県、愛知県での豚コレラの野生イノシシでの情勢でございます。この黒丸とか黒三角のところ、野生のイノシシで豚コレラの感染が発見されたところ、PCRが陽性になったものということでございますが、このように、これは先ほどの地図でいきますと、岐阜県の南部の地域、愛知県の北部の地域という形になりますけれども、集中的にここで感染が確認されておりますが、最近この防護柵を、この

茶色のラインが囲っているのが防護柵で柵を設置しておるんですが、その外でも若干発生が認められておりまして、中津川のほう、この地図でいきますと右手のほうで、長野県の県境寄りのところでの発生が確認がされていること。さらに、この地図でいきますと、左下のほうですが、この養老と書いているところでございますけれども、これは三重県との県境の付近というところでの確認がされているというようなことでございます。

6ページにつきましては、豚コレラの特有家畜伝染病防疫指針の抜粋でございますけれども、これは後ほどワクチンの関係等でご説明を申し上げるところでございますので、割愛させていただきます。

7ページ目以降で、今豚コレラの関係での対策のほうでございますけれども、7ページ以降、家畜伝染病予防法での発生農家に対する手当金であるとか、あるいは融資の対策、あるいは次のページ、8ページですが、家畜防疫互助基金ということで、経営再開のための支援というようなものがあります。

それと、今9ページ目でございますけれども、現在、岐阜県と愛知県のほうに提案をさせていただいておりますが、豚コレラの対策ということで、飼養衛生管理強化のためのクリアリングということで、早期出荷を促して一定期間飼養豚をいなくするという、クリアリングをするという形で豚コレラの発生を防止するとともに、そのクリアリングの期間に衛生管理強化ということで、農場のバイオセキュリティを向上させるための施設整備を支援するというような形の早期出荷対策と、こういったものを岐阜県、愛知県に今提案をさせていただいているところでございます。

なお、愛知県においては、イノシシの地域、瀬戸、小牧の地域の部分で、この対策を行うということで手続に入っているというふうに聞いております。岐阜県につきましては、現在この対策の採択の要否といたしまししょうか、そういったものについて、今調整が続いているというような形でございます。

10ページでございますけれども、拡大豚コレラの疫学調査チームの検討会ということでございますが、今豚コレラの関係の疫学調査チームについては、今まで7回行ってございまして、7回目で22例目の事例まで疫学調査の事実関係をもとにした検討が行われているということでございます。

主な感染経路という形で、これは13～22までの例でございますが、おおむねそれ以外も同様と考えられる部分がございますが、農場への侵入要因とすれば、やはり野生イノシシからの人や車両、野生動物を介した農場内への侵入ということが指摘されております。

また、豚舎への侵入要因とすれば、農場内にウイルスが侵入し汚染したときに、人や小動物、野鳥、あるいは豚の移動、または給餌車ということで、機材を介して豚舎内に入っているというようなことが指摘されているということでございます。

そういったこともあるのと、あと、ここちょっと書いていないんですけども、今回の豚コレラの特徴としましては、症状が激烈に出るということではなくて中等度というような表現ですけども、あまり気づかないような症状というようなこともあるということですので、特に丁寧な個体の観察が必要だろうというようなことが指摘されているとともに、特に人や物での豚舎内への侵入ということが指摘されておりますので、専用の長靴の使用であるとか、立ち入り前の手洗いなど、あるいは消毒といったことが丁寧に小まめに行っていくことが必要だろうというようなことが指摘されているということでございます。

少し飛ばしまして、13ページ目でございますけれども、経口ワクチンということで、野生イノシシの、先ほど拡大しているというようなことがございますので、現在野生イノシシに対して、豚コレラの経口ワクチンの散布ということを行っておるところでございます。

散布につきまして、2ページめくっていただいて15ページ目を見ていただければと思いますけれども、散布の時期に実施期間ということで、3期に分けて散布ということで、1期当たり2回散布をするということで、春期3月～5月で2回、夏季7月～9月で2回、冬期1月～2月で2回ということで、計年間6回の散布を行おうということでございます。

現在第1期、春期の散布が終了しております。それぞれ1回目が3月の終わり、それから第2回目が4月の終わりから5月にかけてという形で、岐阜県、愛知県ともに散布をしているというような形になります。

経口ワクチンについては以上でございます。

17ページに全体像ということで、豚コレラ清浄化に向けた取り組みということで、今ご説明したような全体像が出ております。

基本的には、野生イノシシの対策と農場の対策ということでございますが、野生イノシシにつきましては、調査をしながら経口ワクチンを散布して、あるいは捕獲を強化して個体数を削減していくということでございますし、農場のほうにつきましては、侵入防止の対策ということと、飼養衛生管理基準を遵守徹底していくというようなこと。それから、そのためにもということで、特定症状の周知・徹底ということで、それを通じて早期発見を行っていくということ、あるいは消毒の徹底を行って侵入防止を図っていくというようなことがございます。また、野生生物のほうからの侵入防止ということでイノシシの侵入

防止柵の設置を行ったり、あるいは早期出荷対策ということで、イノシシのリスクに高いエリアにつきましては、そういった対策を今提案しているというようなことでございます。

18ページ目以降からでございますが、ちょっと話が変わりまして、アフリカ豚コレラの状況でございますけれども、5月の終わりに北朝鮮でもアフリカ豚コレラの発生があったということが、18ページに書かれているということでございます。

19ページをご覧いただければ、アジアにおけるアフリカ豚コレラの発生状況ということで、中国、それから先ほどご紹介した北朝鮮、またモンゴル、ベトナム、カンボジアといったところで、このように発生が拡大しているというような状況にあるということになります。

20ページ目からですけれども、そういったことを受けまして、周辺国でのアフリカ豚コレラの流行を踏まえまして、動物検疫の対応強化ということで行っていますが、特に畜産物の持ち込み禁止ということで、1番のところでも検疫探知犬による摘発の強化であったり、あるいは畜産物の違法な持ち込みに対します対応の厳格化ということで、警告書を交付しながら違反者をデータベース化して、関係省庁と共有して厳格な対応がとれるような形になっているということでございます。

また、空港に関係するようなこと、あるいは郵便に関係するようなことがございますので、関係省庁のほうとも連絡をとりながら、またご協力もいただきながら、対応を強化していくということでございます。

次のページ、21ページは、さらに広報活動ということで、広報ポスターの掲示やあるいは中国国内でのSNSなどを使いながら、情報配信をしながら周知を進めていくというようなことも行っているということでございます。

また、関係機関への協力依頼ということでございますが、先ほどご説明しましたように、関係省庁からもご協力をいただきながら、関係機関とも連携しながら協力を依頼しているということでございますが、例えば、航空会社への情報を提供しながら、ポスターの掲示であったり、機内アナウンスをお願いしたり、また、野生イノシシの対策のほうでは、ごみ対策の協力依頼ということで、環境省、国交省を通じまして、公園でのごみ対策の協力依頼を行っているというようなこともしております。

22ページは、そのような関係省庁との協力の関係の資料がついております。

また、24ページは、万国郵便連合加盟国への通知ということで、総務省とも連携しながら、郵便物のところで肉や肉製品が含まれていないことを確認するように、要請を、総務

省を通じて、各国にお願いをする通知を出していただくというようなことでございます。

私の説明は以上でございます。

○津田小委員長 ありがとうございます。

ただいま山野室長より説明がありました、この件に対しまして、委員の皆さんからご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願ひします。

佐藤先生、どうぞ。

○佐藤委員 経口ワクチンについてなんですけれども、経口ワクチンの中身のワクチンというのはどういうウイルスに対する、どういったものかというのを教えていただきたいんですが。

○山野室長 経口ワクチン、ページでいきますと13ページですね。

このビスケットのようなものに入っておるんですけれども、この中のアルミパウチに入っている、このピンク色のやつがワクチンになります。これは生ワクチンになりまして、チャイニーズC株ということで、それが生ワクチンの主体となります。これをイノシシが食べることによって、免疫を付与するというような形になっています。

○佐藤委員 このワクチンは実際に効くということが証明をされているということでしょうか。

○山野室長 今2回ほど散布をいたしまして、その後の状況につきまして、検討会を開いて検討しておりますけれども、経口ワクチンの効果も一定程度見られているということが評価としては、今のところ出ております。

○佐藤委員 海外では評価されているということでしょうか。

○山野室長 もちろん。はい、そうです、承認されているもので。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○津田小委員長 ほかにございせんか。

○山野室長 補足させていただきますが、先ほど参考4のところに豚コレラの経口ワクチンの対策検討会の概要ということがございまして、そこでちょっと評価の詳しい状況について書かれていますので、参照していただければと思います。

○津田小委員長 ありがとうございます。

ほか、ございせんか。

委員の方は大体この発生状況等は毎回連絡がいつているんで、わかっていると思うんですけども、迫田先生のほうはよろしいですか、大丈夫ですか。

○迫田オブザーバー 大丈夫です。

○津田小委員長 それでは、ご意見がないようでしたら、続きまして、議事の2番、豚コレラの対策についてということで、事務局からご説明をお願いします。

○伴課長補佐 動物衛生課防疫企画班の伴です。

私のほうから、資料の2-1から資料6までに基づきまして、豚コレラワクチンを含めましたワクチンの有効性、あるいはそのワクチンを想定される接種のタイミング、方法、またメリット、デメリットなどにつきまして、説明させていただきます。

まず、資料の2-1でございます。

本資料に基づきまして、まず、現在我が国で100万ドーズ備蓄されております飼養豚用の豚コレラワクチンの特徴、有効性につきまして、ご説明させていただきます。

まず1番のワクチンの効力を裏づける試験成績ですけれども、防御効果につきましては、接種後3日～4日で認められまして、中和抗体につきましては、10日～14日以降に検出されると言われております。

また、野外におけるワクチン接種豚群の中和抗体価につきましては、64倍～128倍をピークに正規分布の形をとるといってございまして、

また、免疫につきましては、1ドーズの1回接種では、少なくとも2年以上効果が持続されております。

一方、ワクチン接種による抗体の上昇につきましては、移行抗体価が32倍以下で100%、64倍～512倍で50%、1024倍以上で0%ということで、これに基づきまして、ワクチンネーションプログラムが作成されております。

ちょっとページをめくっていただきまして、4ページをご覧ください。

4ページでございますが、2000年以前のワクチンの接種方法でございます。

肥育豚であれば、30日～40日で1回接種し、その後出荷と。繁殖豚につきましては、30日～40日で1回接種しまして、6カ月後に2回目の接種、それ以降は1年ごとに接種していたという状況でございます。

ページのほう、2ページに戻っていただきます。2ページでございます。

2番目、臨床試験成績ということですが、

1965年～1968年までの国内の野外試験の結果でございますが、その他の生ワクチン株と比較しまして、このGPE⁻のワクチンでございますが、①番としまして、モルモット腎初代培養細胞を用いているということ、また②として、安全性が高い、③としまして、製

造用株が野外株と識別可能なマーカーを有すると、④番目としまして、安全・安定性を保障するシードロットシステムが導入されているということで、最も優秀なワクチンとされておりまして。

その下に使用方法がございますが、4)のワクチネーションプログラムにつきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

その下ですが、ワクチンの接種率、※のところでございます。ワクチン接種率でございますけれども、昭和49年に実施された野外調査では、当時の肉豚の抗体保有率は約90%ということであったとされています。

また、安全性につきましては、次のページ、3ページ目でございます。

3ページ目の表3でございます。

豚コレラのGPE⁻生ワクチンの安全性ですけれども、接種豚にはほとんど病原性を示さない、また臨床症状を示さないと、白血球数減少を示さない、また幼齢豚以外ではウイルス血症を示さないなどといった、安全性が確認されております。

また、その下、表4でございますけれども、生ワクチンの免疫の効果と持続性というところですが、最初にご説明させていただきましたけれども、接種後3日後からウイルスの攻撃に耐過する、また中和抗体価が接種後10日～14日後には産生すると。また、1回の接種で中和抗体価が2年以上持続するといった免疫の効果のほうは確認されております。

続きまして、資料2-2でございます。別でとめてあるものでございます。

こちらにつきましては、昨年末に動物衛生研究部門で実施しました、ワクチン投与豚群の血清における中和試験の成績ということでございますので、山川委員のほうからご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○山川委員 26年ぶりに発生したということで、その病原体は過去のものと同じなのか、どう違うのか、病原性はどうか、ワクチンを使うことになったら効くのかというような質問が、我々もそういうところに関心があったんですけれども、各方面からありました。その中で重要な案件の1つとして、ワクチン投与豚血清における中和試験というのをやっております。

これ、実際は、動物医薬品検査所の協力を得まして、豚4頭を準備して、備蓄しているワクチンを接種。1カ月後に採血しているんですけれども、それをいただいて、昨年1例目の発症豚の血液から分離したウイルスを使って、中和抗体価を調べたというものになります。そこの真ん中に表があるんですけれども、それが中和試験の結果ということになり

ます。

GPE⁻株はワクチン株のもとになっているものなので、これはホモロガスな反応、JPN/2018株というのが岐阜の今回の流行株ということで、これがヘテロロガスな反応ということになります。当然、ホモの反応というものより、ヘテロの反応というのは若干異なります。JPN/2018株に対する中和抗体価は、GPE⁻株に対する中和抗体価よりも低い傾向にあったということが示されております。

それでも、この4頭、中和抗体価に差はあるんですけども、全て中和したということがあって、現在備蓄されているワクチンの効果は期待できると、*in vitro*のレベルですけども、期待できるということが示された次第です。

この豚コレラのワクチンに関しましては、中和試験の数値のみで効果を判定するものではないというところは、先ほどご説明がありましたように、中和抗体価が出るのは10日以降、ただ感染防御効果が出るのはもう3日～5日目ということがありますので、細胞性免疫も期待できるということで、マスコミや議員さんの質問には答えているというところがあります。

○伴課長補佐 山川委員、ありがとうございます。

それでは、次に資料3でございます。別資料でございます。資料3をご覧ください。

このGPE⁻株ワクチンを活用しまして、豚コレラ清浄化まで達成した経緯について、まとめております。

豚コレラにつきましては、明治13年の初発生以降、昭和44年からGPE⁻株生ワクチンを使用し始めまして、平成2年の熊本県での最終発生後、平成8年から「豚コレラ防疫対策要領」当時の要領に基づきまして、豚コレラ撲滅対策を開始しております。

内容としましては、まず第1段階目としまして、ワクチン接種の徹底と抗体等の調査による進捗状況の確認。また、第2段階として、都道府県ごとにワクチンを中止し、清浄性確認県をワクチン接種中止区域として指定しました。その後、最後の第3段階としまして、全国的ワクチン接種中止と清浄性確認調査を実施しました。

その結果、平成12年にはワクチン接種を原則禁止しまして、平成18年には全面禁止としました。同時に、特定家畜伝染病防疫指針、現在も生きておりますけれども、防疫指針のほうを公表しまして、ワクチン使用を「緊急時の対応」として位置づけました。翌19年には、豚コレラの清浄国になったことを国際的に宣言しまして、平成27年にはOIEから清浄国ステータスを獲得しております。ただ、そのような中、昨年平成30年の9月に岐阜県

で豚コレラが発生しまして、現在清浄国のステータスは保留ということになっております。
続きまして、また別資料、資料4でございます。

先ほど少し触れましたけれども、特定家畜伝染病防疫指針、大臣公表の指針がございまして、その中でワクチンのことについて規定しておりますので、ご説明いたします。

現行の防疫指針につきましては、本小委員会での議論をいただいた結果を踏まえまして、昨年10月31日付で一部改正しております。その中でワクチンの位置づけにつきましては、感染を防御することができるとする一方で、無計画かつ無秩序な使用は、清浄性確認の際に支障を来すおそれがあるということで、我が国における防疫措置は早期発見と患畜、議事患畜の迅速な殺を原則としまして、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないということにしております。

ただしということで、2の①～③でございますが、①として、埋却を含む防疫措置の進捗状況、②として、疫学関連農場数などの感染の広がり、③として、周辺農場数、家畜飼養密度、また山、河川などの地理的状况を考慮しまして、発生農場のと殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染の拡大防止が困難と考えられる場合について、蔓延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定することというふうにされております。

なお、農林水産省は、3番の緊急ワクチンを決定した際には、実施の時期、接種地域などについて記載した防疫指針を策定することとされております。

続きまして、資料の5でございます。

この防疫指針上の飼養豚への緊急ワクチンを接種するタイミングにつきまして、その考え方の案につきまして、ご説明させていただきます。

資料5でございますが、まず、豚コレラの感染の成立する場合ということで、1番目としまして、感受性動物として豚、イノシシ。2番目として、感染経路として、感染動物の移動、汚染物品の移動、人、車両または野生動物の移動。③として、感染源としての豚、イノシシの感染動物またはその汚染物品といった、全ての要素が飼養豚への感染成立には必要になると。したがって、これらのいずれかをコントロールできれば、蔓延防止は可能ということになります。

2番目のところですが、①の感受性動物、豚、イノシシを減少させる対策としては、飼養豚へのワクチン接種。2番目として、②の感染経路対策としては、移動制限、農場出入り時の消毒、また小型の野生動物対策。③の感染源対策としては、感染豚の殺処分、埋却、消毒に加えまして、野生イノシシの削減・経口ワクチンの接種などがあります。

次に、3のところですが、昨年9月の初発生以降、飼養衛生管理の徹底によりまして、②の感染経路の遮断を、さらに発生時の迅速な防疫対応や経口ワクチンの散布を含む野生イノシシ対策によりまして、③の感染源のコントロールを今図っているところでございますけれども、これらの対策が十分でない、または防疫作業が遅延するといった場合に、①の感受性動物対策としてのワクチン接種ということが検討されることになるかと思えます。

次のページでございます。

以上を踏まえまして、4番目ですけれども、具体的に①の感受性動物対策として、ワクチン接種が想定される場合ですけれども、まず(1)野生イノシシの感染地域においてワクチン接種をする場合につきましては、㊸としまして、経口ワクチンの散布を含む、現在の野生イノシシ対策の効果が十分ではなく、飼養豚で発生が続発する場合ということが考えられます。

ただし、先ほどもご説明ありましたが、経口ワクチンの有効性評価につきましては、先日開催されたワクチン検討会におきましても、1年間通じて行うということになっておりますので、来年3月までにその評価というものを待つ必要があるというふうに考えております。

(2)番目としまして、野生イノシシの感染地域の外でワクチンを接種する場合ということですが、㊹としておりますが、埋却地や殺処分にあたる獣医師の確保状況または感染経路が明確でない養豚密集地域などでの続発によって、殺処分、埋却、消毒などの防疫作業に時間がかかることが明らかである場合に、ワクチン接種ということが考えられると思えます。

当省としましては、これまでの初発生以降、これまでの発生及び防疫措置の状況から、これらご説明しました(1)、(2)の想定される場合には該当していないということで、ワクチンを接種した場合のメリットやデメリット、後ほどご説明しますが、そういったものを考慮しても、緊急ワクチンを接種する状況ではないというふうに考えております。

次の資料で、それらの緊急接種する場合の具体的な状況、想定されるメリットなどについて取りまとめましたので、委員の皆様からご意見を頂戴できればと思えます。

資料の6でございます。

A3の紙とA4の2枚構成となっております。A3の表につきましては、非常に科学的、技術的な内容で、ちょっとまだたたき台という位置づけの資料ですので、委員限りの資料とさせていただきます。

飼養豚への豚コレラワクチンの接種の比較ということで、資料をつくっております。

想定されるシナリオ、いくつかございますけれども、接種範囲の狭い範囲から広い範囲の順にご説明させていただきます。

まず、一番左でございます。発生農場周辺及び関連農場での接種ということですが、食肉利用を前提としたワクチン接種、いわゆるワクチントゥーリブということになります。

先ほどの資料でいきますと④の場合になりますけれども、まず接種する状況としましては、ウイルスの感染リスクの高い野生イノシシ感染地域と、地域的、疫学的関連がない養豚密集地域などにおきまして、感染経路が明確でなくて十分な対策がとれないまま、同時に複数の発生がある、続発がある、殺処分の完了まで時間がかかる場合ということが想定されます。

方法・手順としましては、農水大臣が必要に応じて、本委員会の意見を聞いた上で緊急ワクチンの接種の実施を決定して、緊急防疫指針を策定して公表するということが必要になります。それに当たっては、関係者の合意形成がやはり大前提となるということがございます。

また、接種に当たっては、家畜伝染病予防法に基づく手続が必要になりますけれども、下線を引いておりますが、接種地域内の全ての飼養豚に接種する必要があるのかどうかというところにつきましては、また、後ほどでも委員の皆さんのご意見を伺えればというふうに思っております。

接種期間につきましては、方法・手順の項目の下から2段目のところになりますけれども、数カ月～1年間の短期間で実施するということが、我々としては想定しております。

また、接種終了のタイミングとしましては、やり方としましては、行政が期間を最初から限定しまして、それ以降は接種をしないこととすると。また、抗体調査などを実施して、ウイルスが動いていないということを確認してから終了する。また、おとり豚を設置して、感染の有無を見るなどといった終了のタイミングの考え方があるかと思っております。

また、ワクチネーションプログラムにつきましては、記載しているとおりでございますけれども、先ほどご説明したとおり、2000年以前のプログラムを参考にしながら、1年以内に終了させるという想定をしております。

また、その下のメリットにつきましては、接種豚の感染及び発症がなくなること。また、農家さんの安心感が得られるということが挙げられるかと思っております。

一方、デメリットにつきましては、ワクチンを接種した豚群においても、全ての豚が十分な抗体を得るとは限らないということで、野外ウイルスの侵入を許す可能性、また侵入時の感染豚の発見を困難にすることが、まずは第一に挙げられます。

そのため、その下ですけれども、蔓延防止のため、ワクチン接種豚の移動制限やトレーサビリティが必要になるということがございます。また、場合によっては蔓延防止や輸出継続といった観点から、ワクチン接種豚の流通を限定する必要があるかと思えます。

また、ワクチン接種地域で発生があった際に感染がマスクされるということで、ウイルスの動きがわからなくなるということが挙げられます。

また、ワクチン接種によりまして、日本は非清浄国ということになって、一部清浄国とできるかどうかは交渉次第ということになると。なお、一部清浄国とするためには、ワクチン接種豚の識別、接種豚の非接種地域への移動制限、またワクチン接種豚由来の肉製品の非接種地域への移動制限などが必要になります。

また、次に、真の清浄性を確認する上では、やはりワクチン接種を中止してからでないとわからずに、そういったことから、清浄性の達成までは長期間要するということが考えられます。

また、風評被害による豚価の低下、輸入解禁要請の圧力が高まるおそれがあると。

さらに、結局ワクチンに頼って、飼養衛生管理の向上が図られないといった場合には、アフリカ豚コレラなどのほかの越境性疾病の侵入を許してしまいかねず、また鳥インフルエンザなど、他のワクチンへの使用要望へ波及するおそれがあるというふうに考えております。

このようにさまざまなデメリットが考えられるため、接種地域を中心とした関係者全ての合意形成が大前提になるというふうに考えております。

次の接種のパターンですけれども、真ん中の欄でございます。

野生イノシシからの感染リスクがある地域での接種ということで、これも食肉利用を前提としたワクチンの接種ということになります。

先ほどの資料5でいうところの⑦ということですが、野生イノシシの感染が継続拡大して、経口ワクチンを含むイノシシ対策の効果が認められず、飼養豚での発生が多発する場合という状況が考えられます。

方法・手順につきましては、先に説明した、左側のほうで説明した内容とほぼ同様でございますけれども、方法・手順のところの枠の下から2番目でございますが、接種期間、

期間の考え方につきましては、野生イノシシの感染が終息する、または農場におけるイノシシ対策が徹底されて、飼養豚での発生がなくなるまで実施ということで、長期間接種することが想定されます。

したがって、ワクチネーションプログラムも長期間接種するプログラムで想定しております。

メリットとデメリットにつきましては、左と同様というふうに考えております。

最後に一番右側でございます。全国接種する場合でございます。

これにつきましては、現行の防疫指針では規定している緊急的な接種という位置づけではなくて、予防的なワクチン接種ということになります。これにつきましても、食肉利用を前提としたものになるというふうに考えております。

想定される接種の状況でございますけれども、状況としては、感染が拡大して、一部地域のワクチン接種のみでは感染拡大防止が困難な場合ということになります。

方法・手順のところですが、先ほど申し上げたとおり、予防的ワクチン接種は現行の防疫指針では規定がございませんので、指針の改正ということが必要になります。その上で、これまでの2つのシナリオと同様に法律に基づいて接種の手続を進めていくということですが、接種終了のタイミングの検討もあわせて検討していく必要があるというふうに考えております。

メリットにつきましては、接種豚の感染発症がなくなる、農家さんの安心感が得られるということに加えまして、全国的に接種するということで、地域の違いによる風評被害というものは想定されないかなというふうに考えております。

一方、デメリットにつきましては、左のこれまで2つの接種シナリオと同様に、ワクチン接種をした豚群においても、全ての豚で十分な抗体を得られるとは限らないということ、野外ウイルスの侵入を許す可能性、また侵入時の感染豚の発見を困難にすることが挙げられます。

また、長期間の接種となることが想定されますけれども、その場合は、やはりコストの面で莫大なものがかかるだろうと。

また、非感染地域にもワクチンを接種するというところでございますので、その地域にウイルスが侵入した場合に、感染がマスクされてしまうだろうという可能性がございます。

その他のデメリットは、これまでの2つのシナリオと同様でございますけれども、最後の欄ですが、全国のやはり幅広い関係者間での合意形成が大前提となるということもハー

ドルの1つだろうというふうに思っております。

2枚目でございますけれども、A4のものでございます。

今ご説明しましたデメリットをまとめたものでございまして、これにつきましては、傍聴の方々にも今お配りしております。

ワクチンを接種した豚群においても、全ての豚が十分な抗体を得られるとは限らないということで、ウイルスの侵入を許す可能性、また感染豚の発見を困難にするということを経験として、地域で緊急ワクチンを接種した場合のデメリットを4点、また、全国的に予防的ワクチンを接種した場合の4点、挙げております。いずれの場合も、幅広い関係者間での合意形成というものが大前提となるんでしょうということで想定しております。

以上につきまして、飼養豚へのワクチン接種につきましてのこれまでの知見、過去の情報、また当省の現在の考え方についてまとめておりますので、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただければと思います。

私からは以上です。

○津田小委員長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、委員の皆さんからご意見、ご質問があれば、お願いいたします。特に資料の5のタイミング、それから資料の6のワクチン接種のいろんなケースですね。これにつきましてご意見あれば、お願いいたします。どなたかございませんか。

どうぞ、山川さん。

○山川委員 山川です。

方法・手順の中で、一旦使った場合の接種終了のタイミングをはかるのがなかなか難しいということがあると思うんですけれども、その前にやっぱり打つタイミングと地域と、やはりその状況によってケース・バイ・ケースで考えないといけないと思うんですけれども、その判断というのも毎回毎回この委員の中でやっていくということになるんですね。

○伴課長補佐 我々として、今この3つのシナリオを考えているところではございますが、やはり感染の状況、拡大の状況、いろいろあるかと思っておりますので、今後の発生の状況を見ながら、この3つのシナリオに当たってくるのか、またそれ以外ということもあるかと思っておりますので、委員の皆様にはその都度情報のほうをご提供させていただきながら、いろいろご意見、アドバイスのほうはいただきたいと思っております。

○津田小委員長 ほかにございませんか。

どうぞ。

○小倉局付 すみません、いろいろ関係の方と話をする機会が多いので、少し認識が正しいかどうか確認をさせていただきたいんですが、この資料3ですね、すみません、最初に、これは多分明治20年だと思ひます。多分、そうですね。

ここにありとおり、非常に優秀なワクチンということ、感染、発症を防止して、だんだんウイルスの居場所をなくしていつて、時間がかかりますけれども、野外からウイルスが消えていくというのは、これは歴史的な認識でいいと思ひますけれども、少し、よくいろんな方と話していつて認識がずれるのが、このワクチンを打てば感染はしないと。これ、閾値は上がつてしにくくはなると思ひますけれども、感染はしないんだというようなお話だとか、1回打てばみんな、先ほど90%という話がありましたけれども、群全体で見れば、どうしても免疫のつけられない個体は出てきて、どうしても群として見れば、ウイルスの居場所が残つてしまふみたいなことがあつて、どうしてもその感染は否定できない、ウイルスがいることそのものは否定できなくなつてしまふというところで、まず間違いがないのかどうかですね。

その後、いろんな制限がかかってくるんですけれども、かつて清浄化をする時代は、ワクチンを打つた豚がいると、抗体陽性になつてしまつて、抗体検査で野外感染かワクチンでの抗体なのかわからなくなつてしまふという話をしていつていましたけれども、実際にこのウイルスに感染する機会があるとすれば、今度は本当にウイルスがいるかどうかわからなくなつてしまふので、実際にその蔓延防止のためにいろんな制限を、蔓延防止のためにも制限をかけなくなつてしまふという認識で正しいのかどうか。国際的には、まさしく生体だけでなく、肉の流通まで制限するようルールになつていつていますが、まさしくそういうリスクがあるから、そういうルールになつていつていいのかという部分をちょっと専門的なお立場から聞かせていただければと思ひます。

○津田小委員長 じゃ、迫田先生お願ひします。

○迫田オブザーバー 小倉さんのおっしゃつていつた、まず最初の点は、ワクチンを打つたことに対して、何を効果を求めているかだと思ひますけれども、人の、例えばインフルエンザのワクチンであれば、ワクチンを打つたことによつて感染していつてもいいんですけれども、症状が出なきゃいいんですよ。だから、症状が出ないということが、ワクチンを打つことの対価だと思ひますよね。受験生が受験の当日、家族中がインフルエンザで、

自分はここでふえているんですよ、ふえていても症状出なきゃいいんですよ。見えない感染がオーケーなんですよ、人の厚労省的には、命を守ればいいので、個々の。やっぱりその考えと、逆に言いますと、ワクチンを打って、見えない感染が起きている、そのものが殺処分の対象に今の豚コレラ、口蹄疫はなるので、そのそもそもの考え方の違いをやはり毎回毎回きちんと説明をしないと、いろんな場所でいろんな方々から誤解を招く原因になるんじゃないのかなと思うんですけども。

もう一つ、さっき3日～5日目から効くというのがあったのは、それこそまさに症状が出なくなる、最終的に豚が生き残るというだけです。症状も出るんですよ、ウイルスもふえるんですよ。だから、感染はして症状は出るけれども、生き残るのが3日目ぐらいから、たしかそんな感じだったはずなんですよ。話があったように、群で見れば、移行抗体が高い子豚がワクチンを打たれると、結果として、その豚が最後トップの抗体の高さも低くなるので、そういう豚はやはり感染するけれども見えない感染が起きている。それは群で見たら起こり得りますよね。

あと、もう一つ言うと、GPE⁻ワクチンは優秀だというのは、過去は優秀だったんですけども、今も優秀ですけども、最新の技術ではないということもやはりもう認識しなきゃいけないで、日本は20年おくれています。それは僕が若かりし頃、20年前ヨーロッパの連中が組換えのマーカークワチンを一生懸命つくっていて、何しているんだろうと当時思いましたよ。今まさに自分たちがそこになっていますけれども。ちなみに、韓国はつくっています。カルタヘナ通して、組換えのマーカークワチンも開発しだしているんですよ。去年10月に承認取れたって言っていましたから。

だから、今のこの現場で、今のこのGPE⁻ワクチンを使わなきゃ、使うしかないんですけども、もし使うことになればね。だけれども、世界の一番トップに今もあるということではなくて、昔の1960年代の先輩方がつくった中の古典的なワクチンとしては優秀であると。だけれども、今求めている、感染かワクチン抗体かを識別するような、そういうものはそもそもないものを備蓄しているというところも整理しておいたほうがいいし、20年後の日本での発生のために、やはり日本、技術大国として、そういうものを自分たちで準備するのか、諦めて買うのか、そういうことも必要なんじゃないかと思います。

以上です。

○津田小委員長 今の話を要約すると、これまで使われてきたGPE⁻のワクチンというのは、いわばウイルスと共存しながら、それをコントロールしていく、抑え込んでいく手

段としてはあるけれども、あくまで完全に感染を防御して、完全にクリアにできるものではないというような話でよろしいんですよね。

○迫田オブザーバー 1回国がきれいになったところで、緊急ワクチンとして使うものとしては、今の最新のトレンドには乗っていないんですよ。だから、ヨーロッパも当時使わなかったし、組換えマーカークワチンを開発して、それを備蓄して、豚には、もし万が一のときには打って、野外感染抗体かワクチン抗体かを識別することでゾーニングするだとか、OIEに申請するだとか、彼らは粛々とそういうツールをつくりながら、そういうコード改定をしているはずですよ。

○津田小委員長 もう一つ言えば、そのワクチンを使ったことによって抗体を持っているから、あるいはワクチンを接種した豚の肉は感染力がないということはちょっと言えないということになるんですかね。

○迫田オブザーバー そのウイルス量は少ないと思いますけれども、ウイルスがいるかないかといえば、それはいると思いますよね。見えない感染が起きているんですから、見えない感染のバイレミアであれば、ウイルス血症であれば、ごく微量ですけれども、それはあり得りますよね。

○津田小委員長 そうすると、そのワクチンを接種した豚であっても、肉としての流通もある程度感染源としてなる可能性があるのも、制限せざるを得ないということになるんですかね。

○迫田オブザーバー 津田先生がおっしゃっていた、昔の時代の野外ウイルスがいる中で症状を抑えているというときは、全体のウイルス、ワクチンでマスクしている、だから、よかったと思いますけれども、かなり慎重にやらないと、そのワクチンを打った地域から肉を外に出すというのはかなり慎重にやるべきですし、それをどうトレースするかということが確立できれば、ワクチンは打てますよね。だけれども、大学の先生として考えても、そんなに簡単じゃないなというのが、僕も思っています。

○津田小委員長 ありがとうございます。

今、議論からいきますと、結局今回もし豚コレラのワクチンを使うとなった場合に、この資料の6にありますように、ワクチントゥーリブとは言いながら、食肉、豚の流通はかなり制限されるかなということは想像つくんですけれども、ワクチントゥーリブの食肉利用を前提としたということであっても、その食肉に対してもかなり制約がかかるんじゃないかというご意見なんですけれども、ここについてご意見等ございましたら。

あともう一つは、その識別ですよ。今おっしゃった、迫田先生がおっしゃったやつで、識別ってあくまで血清的な識別なんですよ。ワクチン抗体とか。

○迫田オブザーバー そうですね。

○津田小委員長 という理解でよろしいですね。これ、区別って書いてあるんで、場合によってはワクチン接種豚を耳標をつければいいじゃないかという話もあるんだけど、そうではないんですね。

○迫田オブザーバー 多分最終的には抗体で、今日本のELISAは、自分でつくってあそこまでなんで申しわけないんですけども、日本のELISAは感染抗体もワクチン抗体も、とにかくBVDウイルスが豚に感染しても捕まえちゃうという目の細かいざるで、とにかくひっかけて、ひっかけた後は中和というものなんですよ。だけれども、諸外国が今準備しているのは、感染抗体とワクチン抗体を識別できる抗体ELISAを準備して持っていて、それによってこの農場は野外ウイルスが動いていないだろうという前提で動かすというような、または緊急ワクチンをやめるというような、そういうことだと思いますね。

○津田小委員長 そうすると、あくまで抗体識別ができるようになってから初めてできる議論、要するにやめるタイミングの調整とかですね、という話。

○迫田オブザーバー 諸外国は今そういうツールがあるのでそうですけれども、今の日本はそれがないので、ない分を何で担保するかとなると、かなり積極的なモニタリング、それこそ出荷前であったり、農場に立ち入ってかなり採材をして、陰性を確認するということは必要だと思います。

ちょっと動物種が違うんで、話申しわけないですけども、韓国がどうして鳥インフルエンザを終息できたかというのはアヒル対策を徹底したからで、2つあって、冬場の一番のリスクの時期にアヒルを飼うことを禁止した。もう一つはアヒル農家が、食鳥処理場に出す前に全部検査して、陰性のところだけ食鳥処理場に出させているんですよ。

アヒルにおける鳥インフルエンザというのは見えない感染なので、状況としては似ているんですよ。ですから、かなりの覚悟をして積極的なモニタリングをするという前提だと思うんですよ、ワクチンを打つというのは。

○津田小委員長 そうすると、地域限定といっても、その後のきちんとしたモニタリングが徹底的にできるかどうかということで、地域の設定も……。

○迫田オブザーバー 僕から言わすと、面積は、それが担保できる、自分たちが責任を持

てる面積の範囲になるんじゃないですかね。広くなればなるほど人間のエフォートは大きくなるわけで、それができますよというのであれば広い範囲でやるべきだし、できないんだったらかなり限局されますよね。

○津田小委員長 動きも制限されるというわけですね。

○迫田オブザーバー はい。

○津田小委員長 ありがとうございます。

委員の皆さんから、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

どうぞ。

○佐藤委員 今、非常に難しそうだなというのがわかってきたのですけれども、もう一つ、一部ですか、その一番最初の表の左側の発生農場周辺及び関連農場での接種という場合に、どのくらいの範囲を設定するかというところなのですね。悩ましいのは、イノシシのコントロールがどのくらいできるかというところだと思っていて、発生農場の周囲でワクチネーションしたとして、その外側のほうにイノシシがどんどん持って出て、イノシシがそのほかの周囲の農場に広げる可能性がないかという、そのあたりに関して、どういうふうにとどのくらいの範囲で接種するかというのは、どのように考えたらよろしいのでしょうか。

○津田小委員長 これは事務局の最初の山野室長等の説明とも絡むと思うんですけれども、イノシシが確認されたから、必ずしもそこで出るということでもないし、それから、愛知県の発生でも、農場があれば必ずその周辺で全部出るかということでもないし、若干その感染経路とか、そういったものと関係すると思うんですが、どういう認識なのかちょっと教えてもらえますかね。範囲を決めるとして。

○山野室長 結局、資料6でいえば、真ん中の議論だと思うんですけれども、イノシシの感染リスクのある地域ということでの接種という形になりますが、範囲を本当にどの程度で決めるかということでございますけれども、今のイノシシのリスクがある地域というふうな言い方をしている場合は、今そのサーベイランスをしておりますが、その調査をして、野生イノシシの陽性が見つかった、感染イノシシが見つかったところから、これが適切かどうかというのは議論があるところだと思いますが、半径10km以内というところを一つリスクの高い地域という形で設定しております。そういうような設定をしておりますけれども、それで適切かどうかというところは、まだ議論はあるかと思います。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○津田小委員長 今のはリスクという話ですよ。だからその中で、果たしてその中のそ

ここにある農場にワクチン打ってまで守らなきゃいけないかということはまだ、ちょっとそこまではね。

○山野室長 まだ、そこまでは検討していません。

○津田小委員長 ほかに、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後になりますけれども、事務局のほうから、飼養衛生管理基準の再徹底と、先日行われたO I E総会に関する報告のほうをお願いいたします。

○古庄課長補佐 病原体管理班の古庄でございます。

資料7のほうをおめくりください。

こちら、発生地域での対応と、一番上の四角に書いてあるんですが、1番と2番、岐阜県と愛知県を分けて書いておりまして、大きく3つの地域に発生地域分かれてございます。

まずは、岐阜県全体的に発生エリア、広がっているんですが、42戸のうち、この③のところに野生イノシシの話書いてございますが、野生イノシシの10km以内には33戸入ってございます。多くの地域は野生イノシシのエリアに入っているというのが岐阜県の状況でございます。

2番、愛知県の状況、2カ所分かれておりまして、陽性イノシシが出ている瀬戸市、小牧市の部分と、あと渥美半島のところ、田原市の部分が離れた箇所が発生したということで、大きく3カ所に分かれております。

そういった状況で、飼養衛生管理向上の取り組みとしては大きく3つ行っておりまして、1つ目は、1番の①に書いてございますが、現場で飼養衛生管理の指導するというところで、岐阜県なり愛知県だけではなくて、国とか他県、あるいは養豚専門の獣医師のチームによって繰り返し指導を行っております。ただ、1度指導しても、すぐに改善というのはできなくて、なかなか設備の問題ですとか、あるいは指導者と農家の間の認識のずれがあったりとか、あるいは毎日のオペレーションの中でどうしてもできなくなっていくというのがあって、1度じゃなかなか終わらず2度、必要によっては3度といった形で指導が必要な状況となっております。

それから、取り組みの2つ目でございますが、1番の③にも書いてございますとおり、先ほどから出ている早期出荷・衛生強化対策ということで、イノシシの10km以内の農場につきまして、やはりリスクが高いということで、より飼養衛生管理徹底しなきゃいけないということで、まず感受性動物である豚をなくして消毒を徹底すると。その空舎期間を利用して、消毒施設ですとか野生動物侵入対策というのを強化して、再開していくという

ことを、イノシシエリアについてはやっていくべきだろうと。

最後に3点目は、2番の(2)の②のところに、30条の消毒と書いてございますが、田原地域は野生イノシシはいないということで、消毒を徹底すれば環境中のウイルスを相当程度なくせるだろうということで、消毒の徹底ということで、その3つの取り組みを行っております。

下のほうに全国的取り組みということで書かせてもらってございますが、現地疫学調査で得られた飼養衛生管理基準の問題点というのを全国の皆様にも共有して、飼養衛生基準向上してもらうために、細かいチェックシート、項目ごとにチェックシートというのを去年年末つくりまして、全国の家保の人に年末年始で立ち入り検査していただきました。

そのチェックシートの結果は国でコピーを回収しまして、全部1戸1戸改善指導のポイントというものを記して、フィードバックしております。結果として、ほぼ全農場で何らか再指導が必要だという状況になってございました。今現在、各都道府県では、そのポイントをもとに、また現場の指導のほうを続けているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、実際内容としてはどういう項目が問題あったのかという、これは疫学調査の結果でございますが、一番上のほうに長靴とか作業着の着がえが不十分というのは多くの農場で認められておりますし、その3つ下、豚舎間を豚を歩かせていると、環境中のウイルスがくっつく可能性がありますと、あるいは人とか車両のどうしても動線が交差しているというところが多い農場で認められておりました。

2番のところですが、野生動物ということで、カラス等の野鳥の侵入ですとか、猫、ネズミというところも多くの農場で認められてございます。

2枚おめくりいただいて、先ほどから早期出荷・衛生強化対策というお話しさしあげていますが、具体的に何をするのかというのを、こちら、見えるように絵にしたものでございます。

まずは柵が見えると思いますが、農場の外周、衛生管理区域の部分、野生動物、特にイノシシが入らないようにワイヤーメッシュなどの柵をしっかりとつくと。また、人とか豚の出入りを、農場に入らなくても、例えば豚を引き渡しできるように、生きた豚あるいは化製場に出す豚両方ですが、そういったパスボックスのようなあるいは出荷台のようなものを指導する、こういった区域・周辺の対策強化。

あと、真ん中のほうに豚舎を描いてございますが、豚舎のところにも鳥とかネズミとかがなるべく入らないように防鳥ネットですとか、すき間をしっかりと補改修していくという、

そういう2重の防護をやることとしております。

あとは、この間の空白地域ですけれども、こちらはもちろん糞とかそういったもので汚染する可能性がございますので、豚をどうしても歩かせるときには、下を舗装するところを支援したりとか、あるいはそこにもしっかりと消毒薬をまこうということで、地域で消毒薬を備蓄して、対象農家にお配りするという取り組みを進めることとしてございます。

それで、次のもう一枚、5ページをおめくりください。

なかなか先ほども現地の農家さんと指導者の間で意識のずれがあるということで、なるべく絵で見せるべきだということで、これはちょっと最近なんですけれども、指導のポイント、今申し上げたようなところをまとめたものをおつくりして、これ、田原市で回るときにこれを配りました。今日、もしご意見いただいてアドバイスあれば、改善して全国に配っていきたいと思っております。

ポイントとしては、今申し上げたとおり、まず野生動物の侵入対策、石灰でございますが、しっかり幅2m以上まきましようですとか、地面が白く覆われるぐらいの厚さでまきましようとかですね。防鳥ネットのほうもすき間があいていたら、そのちょっとしたすき間もカラスとかが入るので、上から下まで必要に応じてネットを張りましようですとか。あと、見落としがちな堆肥舎とかあるいは餌タンクの周り、そういったところ、餌の残しがあると習慣的にカラスとかが寄りつくようになってしまうので、逆にふだんから清掃を徹底していれば、そこに餌があると認知しなければカラスが寄りつかない農場というものがつくれますので、そういったふだんからの環境づくりというものを指導していこうというのが1番でございます。

2番はわかりやすいと思うんですけれども、人とか車両をしっかりと着がえたり消毒する。こういう当たり前のこともできていない農場は多くございます。

それから、先ほどから申し上げているように、動線の部分はかなり認識が甘くて、履きかえてはいるけれども、同じところに靴を置くとか、あるいは靴は履きかえるけれども、車両の中では同じところに足を置くとか。そういった形で、なかなか動線というのは、生産者の方は認識、なかなか分けるというのは難しいということで、こういったところの指導を徹底していかなきゃいけないなと思っております。

3番目は、先ほどの豚を歩かせるとか、衛生管理区域内であってもしっかりと消毒するというのも、指導していきたいと思っております。

もちろん国としてこういったことをやりますけれども、最後にご参考までに愛知県で消

毒の際に、県としても独自にこういった消毒のポイントというの、生産者の方にわかりやすく指導している状況でございますので、ご紹介させていただきました。

私からは以上でございます。

○津田小委員長 それでは、続きまして、O I Eの総会に関する報告をお願いします。

○近藤課長補佐 多国間調整班の近藤です。

最後に、本年の5月26日～31日にパリで開催されましたO I E総会につきまして、簡単にご報告させていただきます。

資料は8番になります。

今回のO I E総会ですが、182カ国、約900名が出席いたしまして、日本からは熊谷動物衛生課長ほか6名で出席してまいりました。

O I E総会では、通常コードの改正であったり、あと新たなステータスの認定と、その他の動物衛生上、O I Eが扱っているような課題について検討が行われるんですが、今回はテクニカルアイテム、技術課題としてアフリカ豚コレラが取り上げられました。

アフリカ豚コレラに関しましては、先の山野室長からのご説明にもありましたかと思いますが、国際的な脅威となっている中で、我が国でも侵入防止を徹底しているところですが、そういった国際的な動きが今まさに加速しておりますので、その動きとあわせまして、簡単にご紹介させていただきます。

資料の中の1番上のところに書いてありますように、アフリカ豚コレラ、欧州のみならず、昨年8月にアジアでは初めて、中国で発生が確認されてから、国際社会への認知が一気に高まっておりまして、国際的な動きも大変加速しています。

この資料の1つ目のオレンジの丸で、G20の新潟農業大臣会合と書いてあるところでございますけれども、このO I E総会の前の5月の頭、5月11日～12日にかけて新潟で行われました農業大臣会合におきましても、吉川農林水産大臣から、世界的な課題となっているアフリカ豚コレラに対しては、国際社会が一致団結して対応するということが重要であるということと呼びかけまして、そういったことがまた含まれた閣僚宣言も採択されているような動きもございます。

その中で、このO I E総会の中でも、テクニカルアイテムとして取り上げられた中で非常に強調されましたのは、まず農家さんへの知識の啓発。特にどういった行動がリスクにつながるのかということであったり、あと疾病の通報の重要性、早期発見の重要性であったり、あとはバイオセキュリティの重要性、そういったことに対する啓発活動が非常に

重要であるというようなことが、また改めて確認をされました。

そのほかにも、透明性の確保とありますけれども、国際的な対応をしていく上でOIE通報等を通した各国への、疾病を速やかに通報するようなことが必要であるということであったり、あとは輸入に関しましては、輸入側の水際の検疫だけではなくて、オフィシャルな、いわゆる貿易だけではなくて、密輸の対策に関して、関係者あるいは関係国と連携して対応するようなことが必要なのではないか。あるいは、その地域ごとにアフリカ豚コレラの発生する背景、例えばイノシシの関与であったり、ダニの関与であったりといった、バックグラウンドが違うことを踏まえた、その地域ごとでの連携した対応が必要なのではないかと。あるいはワクチンのない、アフリカ豚コレラに対する、今度ワクチン開発の協力なども必要なのではないかと、そういったようなことが話し合われまして、この資料の後ろに一部抜粋をつけさせていただいているんですけれども、アフリカ豚コレラの制御に関する決議というものも採択をされております。

ご紹介となりますが、この会合、OIE総会の中で今回は熊谷動物衛生課長がアジア地域のアジア・太平洋・極東地域の議長にも選出されましたので、引き続き日本も中心となって、アジア地域の対策を、特に強力に進めていくようなことを考えております。

その下のOIE/FAOアジア地域アフリカ豚コレラ専門家会合についてですけれども、そういったアジアでの動きの一つとしまして、本年の4月に中国におきましてアジア地域でのアフリカ豚コレラ対策をどうしていくのか、国と国でどう連携していくのかというようなことを話し合う会合が開催されました。これが第1回が立ち上げの会合だったんですけれども、本年7月の末に第2回の会合を東京で開催する予定となっております。

今度の会合では、特にその水際対策であったり、あとバイオセキュリティの強化などの技術的な課題について、また議論をしていく予定でございます。その会合には、アジア地域で発生のございました中国、あとベトナムやモンゴル、カンボジア等の発生国に加えまして、周辺のまさにリスクが高まっているような国も一堂に会して、技術的な議論を行っていく予定としております。

私からのご報告とご紹介は以上になります。

○津田小委員長 ありがとうございます。

それでは、本件に関しまして、委員の皆様からご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

飼養衛生管理基準の再徹底というのは、非常に重要なことだと思うんですけれども、県

のほうからとか何かご意見あれば。

立花先生、お願いします。

○立花委員 飼養衛生管理基準の検証の成績を見せていただいて、やっぱり通常皆さんが毎日やられている作業の中でなかなか浸透できないというか、徹底できないというところも、確かにこれはあるとは思いますが、ただ、これをきちんとやっていかなければ、豚コレラに限らず、一般的な病気についてもやっぱりリスクの高い状況にあるので、これはこの機会をとというんでしょうか、豚コレラが発生したことを契機にやっぱりしっかりしていくということが、豚を飼う人たち、プロの人たちの、僕は担うべき役割ではないかなというふうに思っております。

○津田小委員長 ありがとうございます。

小淵さん、どうぞ。

○小淵委員 飼養衛生管理の徹底、再度再度通知もきますし、家畜保健所も皆さんとともにやっているわけなんですけれども、特に群馬県の場合もほとんどイノシシの中で豚を飼っているような状況がたくさんあります。今回の件を受けまして、関係機関とデータをあわせて、イノシシが捕獲されているところ、狩猟されているところのブロッキングの中に養豚農家を落としましたけれども、全く同じ場所、もう本当にイノシシの中で豚を飼っているという状況で、これをやって本当にもしも群馬県に入ってしまった場合、もうほぼ長野近くまで来ておりますので、その不安というのは、これを守っていれば本当に防げるのかというのは、皆さんの中にやっぱり不安はあると思います。

というのは、この柵が設置するというだけでも広範囲に及びますし、それに関しては今自己負担でやれる会社の方は始めたりしてはいますけれども、全ての方にできるかということかなり、今いろんな要請をして、何とか多くの方にしてもらえるような要請、また準備をするところなんですけれども、かなり厳しい状況にあります。

それと、あと、やっている農家さん、やれる農家さんはやっているけれども、結局その中にやれない農家さんがいると、もしもの場合は自分たちに移動制限がかかるわけですので、かなり大規模の方もいらっしゃいますし、小規模の方もいらっしゃいます。その中で、これをまずやるために、農家さんだけの力で何とかできるのかというのはかなり厳しい状況にあるというのが、うちの県の状態になります。他県もそうなのではないかなと思います。

○津田小委員長 そうですね。何かご意見ございますか。

○山野室長 飼養衛生管理基準を守っていただきながら、飼養衛生管理を向上させていくというのは非常に重要な取り組みだということで、また家畜保健衛生所、現場の方ですね、そのそれぞれの現場でいろいろと難しい中でご指導されているということに対して敬意を表しますし、また、私どもとしても、何らかの形で支援ができるようにあるいは消費・安全対策交付金なんかもありますので、そういったものもしっかりと予算措置をしていきながら、何とか使えるような形にしていきたいというふうに思っておりますので、何度も指導が必要になろうかと思っておりますので、そこは連携しながらやっていきたいというふうに思っております。

○津田小委員長 よろしくお願ひします。飼養衛生管理基準、いろんなリスクに対応しているわけですがけれども、今回のように野生のイノシシということになってくると、やはりかなり特殊な対策というのにも必要になってきますし、ただし、できないわけでもないということは、今その専門家からも聞いていましたんでね、その辺も含めてうまくお願ひしたいというふうに思ひます。

ほかにご意見ございますか。

どうぞ。

○迫田オブザーバー 概念として、農場バイオセキュリティ、これを農水がやって、今回の豚コレラも来るべきアフリカ豚コレラも頑張る、それはもう全会皆さん一致だと思ひますけれども、感受性野生動物バイオセキュリティを他省庁とどう考えるかということ、概念としてないんですよ、今まで。だけれども、それをやらないと、同じシナリオになりますよね、アフリカ豚コレラが。豚コレラも、この一発で皆さん終わると思ひているかもしれませんけれども、別のウイルスが入ってきたっていいわけですから。2カ所、3カ所でジェノタイプが違ふやつが同時多発で動くことも十分考えられるので、バイオセキュリティ、何に対してというところの、やはり日本は一歩進んで、感受性野生動物バイオセキュリティを、動検さんの水際防疫はその1つでしょうけれども、もう入ってくる前提で、それこそ普通は空港とかごみ箱がどんどん減っていく傾向ですけれども、逆にどんどんここに捨ててくださいということをするとか、例えばですけれども。何かそういう発想をしていかないと、負けちゃうんじゃないかと思ひますけれども。

○津田小委員長 ありがとうございます。

これについては、今回のイノシシの件も含めて、この前の防疫要領の改正等も、口蹄疫についてもそうだったんですけれども、野生動物対策のほうもかなり項目をふやしていま

すし、そういった意味では、牛豚等この委員会も、そういった野生動物も含めていくつかの防疫指針等も検討していますので、その中でもう一回議論を深めていきたいと思いますが、何かありますか。

○山野室長 もちろん多省庁にわたる部分がございます。関係省庁との連携というのが非常に大事になってくると思いますので、私どもとしても関係省庁とよく連携していきたいというふうに考えております。

○熊谷動物衛生課長 ご指摘ありがとうございます。

恐らく、資料1の説明、参考資料と今日資料1で、例えば21ページに詳しく書いてあるんですけども、説明しなかったんであれですけども、空港にもごみ箱は当然なんですけれども、あと公園関係ですね、環境省あるいは国交省と連携して、国定公園とか、あと自治体の持っているような公園にもごみ箱を積極的に設置して、要するにやっぱり食べ残しとかが一番危ないもんですから、そういったことも既に動き出しております。

あと、大事なのは、野生のイノシシに関していえば、死んだ個体を、いわゆる、それをパッシブに検査するのが一番、これは豚コレラでもアフリカ豚コレラでも有効な方法ですので、死体を見つけたときに家畜保健衛生所に通報して、触らない状態でそのままの状態、あと検査に回すという、こういったこともやっていますので、やはりどんどん強化していかないと、入ってくるものに対して水際だけでは防ぎ切れませんので、国内的な対応も現在拡充してやっているところですので、さらにまたご指摘、ご指導いただきながら、取り組んでいきたいと思います。

○迫田オブザーバー ちょっと教えてほしいのは、となると、パッシブサーベイランスでいいんですけども、イノシシに対して、47都道府県が豚コレラとアフリカ豚コレラのリアルタイムPCRで、少なくともまたはPCRで、清浄性というかそういうのを考えていらっしゃるということですよ。そうしないと、後手後手ですよ。

○熊谷動物衛生課長 はい。おっしゃるとおり、これまでアフリカ豚コレラは、いわゆる小平の農研機構だけでということでしたけれども、これを全県でできるように、その体制も整えるということです。

○津田小委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ちょっと戻りますけれども、先ほど資料の6でございますが、先ほどの議論も踏まえまして、資料6のA4のワクチン接種のデメリットという、この紙でございます

けれども、この中の（１）それから（２）の部分で①とございますが、ここに両方とも、「野外感染豚とワクチン接種豚との区別ができないこと」と書いていますが、この「区別が」の前に「血清学的に」という言葉を入れたいんですが、よろしいでしょうか。先ほどの迫田先生のご意見も踏まえて、ここ「血清学的に」ということを加えたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、これで大体議論終わりました、議題が終わりましたが、全体を通して、委員の皆さんからご意見、ご質問等ありますでしょうか。

もし、ないようでしたら、ここで終了させていただこうと思います。

事務局から何かございますか。

○山野室長　　ございません。

それでは、本日は多くの議題につきまして、熱心なご議論ありがとうございました。

最後に閉会に当たりまして、新井局長よりご挨拶申し上げたいと思います。

○新井局長　　消費・安全局長の新井でございます。

本日は、急な開催にもかかわらず、お集まりいただきありがとうございます。

私、この会に出席できなくて大変残念でございましたが、今お話がありましたとおり、蔓延防止、それから侵入防止のために、まずあらゆる手段を講じるということで、今取り組んでおります。

そういう中、愛知と岐阜の方々には、今の発生状況を踏まえて、いろいろな対策をご説明し、今日ご議論がございましたワクチンのメリットでありますとか、デメリットでありますとか、ご説明をしておりますけれども、先ほど小淵委員からありました、全国の養豚農家の方々が、自分の地域がどうなっていくのか、同じような状況にあるということで大変ご心配されているような状況も、我々承知をしているところでございます。

そういう中で、今日ご議論いただきました、飼養衛生管理のどういう点について守っていけばいいのかということ、それから、ワクチンを日本において飼養豚に接種をするというのはどういうことなのかということ、それから、先ほど室長のほうから回答させていただきましたけれども、今後アフリカ豚コレラのリスクに対して全国でどう備えていけばいいのかということで、そういういろいろな支援体制等についても、これからさらに拡充していきたいと思っております。最後にお話がありましたアフリカ豚コレラの、実際の各県で検査できるような仕組みというの、しっかり整えていこうというふうに思っています。

いろいろご助言をいただいた中で、できることは全てやるということでやっていかない

と、これからのこの事態には耐えられないということと、これを糧にして日本の養豚をさらに強くしていくという方向で取り組んでいきたい。まさに、守っていることがほかの病気の侵入も防いでいくということになると思いますので、そういう視点からご議論いただくとともに、我々も対策をしていきたいと思いますので、今後もいろいろご意見をいただければというふうに思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○山野室長　ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第30回牛豚等疾病小委員会を閉会いたしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

午後3時03分　閉会